大阪大学産業科学研究所附属総合解析センター規程

（趣旨）

第１条　この規程は、大阪大学産業科学研究所規程第５条第３項の規定に基づき、大阪大学産業科学研究所附属総合解析センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　センターは、材料科学、情報科学及び生体科学に関する各種の分析及び測定を行うとともに、その周辺技術に関する研究を行うことを目的とする。

（センター長）

第３条　前条各号の目的を達成するために、センターに次の部門及び分野を置く。

基盤分析技術研究教育部門

機能物質解析学研究分野

学際領域研究促進部門

第４条　センターに、センター長を置き、産業科学研究所の専任教授をもって充てる。

２　センター長は、センターの管理運営を行う。

３　センター長の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き４年を超えて在任することはできない。

（運営委員会）

第５条　センターに、センターの運営に関し必要な事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第６条　センターに関する事務は、産業科学研究所事務部で行う。

（雑則）

第７条　この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

２　大阪大学産業科学研究所附属材料解析センター規程（昭和５２年６月６日制定）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この改正は、令和７年４月１日から施行する。

（大阪大学産業科学研究所附属総合解析センター運営委員会規程の一部改正）

２　大阪大学産業科学研究所附属総合解析センター運営委員会規程（平成２１年２月１７日制定）の一部を次のように改正する。

第１条中「第４条第２項」を「第５条第２項」に改める。